

○ 国営土地改良事業特別会計

I 特別会計の設置等に関する情報

○ 国営土地改良事業特別会計の目的

国営土地改良事業特別会計は、「土地改良法」に基づき、地方公共団体・受益者である農業者などの負担金を徴収しつつ国が行う農業用排水施設の整備・区画整理等の国営土地改良事業の経理を明確にするために昭和32年に設置されています。

その後、時々の政策課題に応じて、国営土地改良事業の見直しや、負担金を立て替えるための財政融資資金借入の原則廃止を行い、現在に至っています。

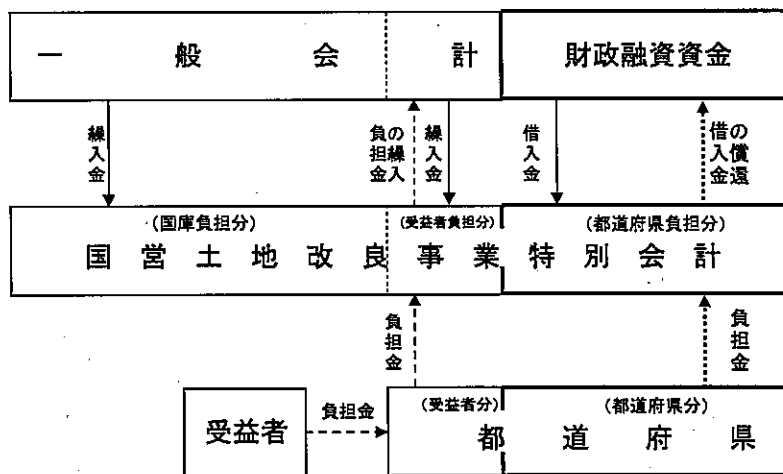
○ 国営土地改良事業特別会計が経理している事務及び事業の内容

国営土地改良事業特別会計は、食料の安定供給という基本的目的を確保するために国営土地改良事業の工事等に関する経理を行うもので、各工事別に区分して経理を明確化することにより、負担金の徴収の確保や負担の公平を期しているところです。

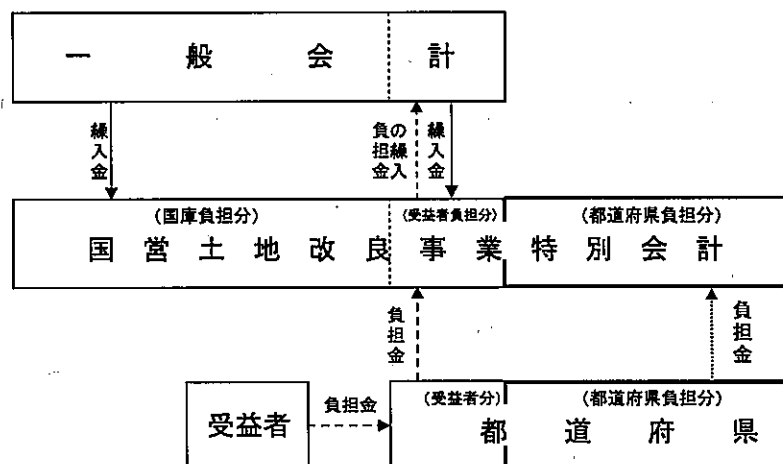
その経理については、事業費のうち国庫負担金及び受益者負担分は一般会計から繰入金を充てており、都道府県が自ら負担する部分は、昭和61年度から平成10年度までの新規着工地区については借入金を、平成11年度以降の新規着工地区については事業実施年度に支払われ事業費に充てているところです。

国営土地改良事業特別会計の仕組み

(1) 昭和61年度から平成10年度までの新規着工地区



(2) 平成11年度以降の新規着工地区



○ 国営土地改良事業特別会計の補正予算の概要

国営土地改良事業特別会計の平成19年度補正予算においては、国営新愛知川土地改良事業に係る借入金の償還に充てるための国債整理基金特別会計への繰入れに必要な経費を追加するとともに、既定経費の不用に伴う修正減少を行っています。

国営土地改良事業特別会計に関するお問合せ先
農村振興局企画部土地改良企画課特計予算班予算係
(代表)03-3502-8111 (内線)5473